



2023年5月11日

各 位

会 社 名 ぴあ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 矢内 廣
(コード：4337、東証プライム)
問 合 せ 先 専務取締役コーポレート担当 吉澤保幸
(TEL. 03-5774-5320)

株式給付信託 (BBT-RS) の導入に関するお知らせ

当社は、2016年6月18日開催の第43回定時株主総会及び2021年6月19日開催の第48回定時株主総会に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）並びに首席執行役員及び主席執行役員（以下、取締役並びに首席執行役員及び主席執行役員をあわせて「取締役等」といいます。）を対象として業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」（以下「現行 BBT 制度」といいます。）を導入しております。

本日開催の取締役会において、取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT-RS (=Board Benefit Trust - Restricted Stock))」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を2023年6月17日開催の第50回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の背景および目的

当社グループは、音楽・スポーツ・演劇・映画・各種イベントのチケット販売を柱に、集客エンタテインメント領域において幅広く事業を展開しています。【チケットングビジネス】【コンテンツビジネス】【ソリューションビジネス】【ヴェニュービジネス】【メディア・プロモーションビジネス】の5つの観点から、エンタテインメントファンのお客様とエンタテインメント業界（興行主催者、コンテンツホルダーなど）を結ぶ独自のバリューチェーン構築を目指し、株主をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるべく、企業価値の向上に努めております。

当社は、企業価値向上に資するインセンティブプランを検討してまいりましたところ、信託スキームとRSスキームで得られるメリットを最大限に活用すべく、当社取締役会は、現行 BBT 制度に加えて、本制度を導入することで、現行 BBT 制度による、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への意識強化に加えて、本制度により、議決権の行使や配当の権利等の株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線での価値共有を目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を

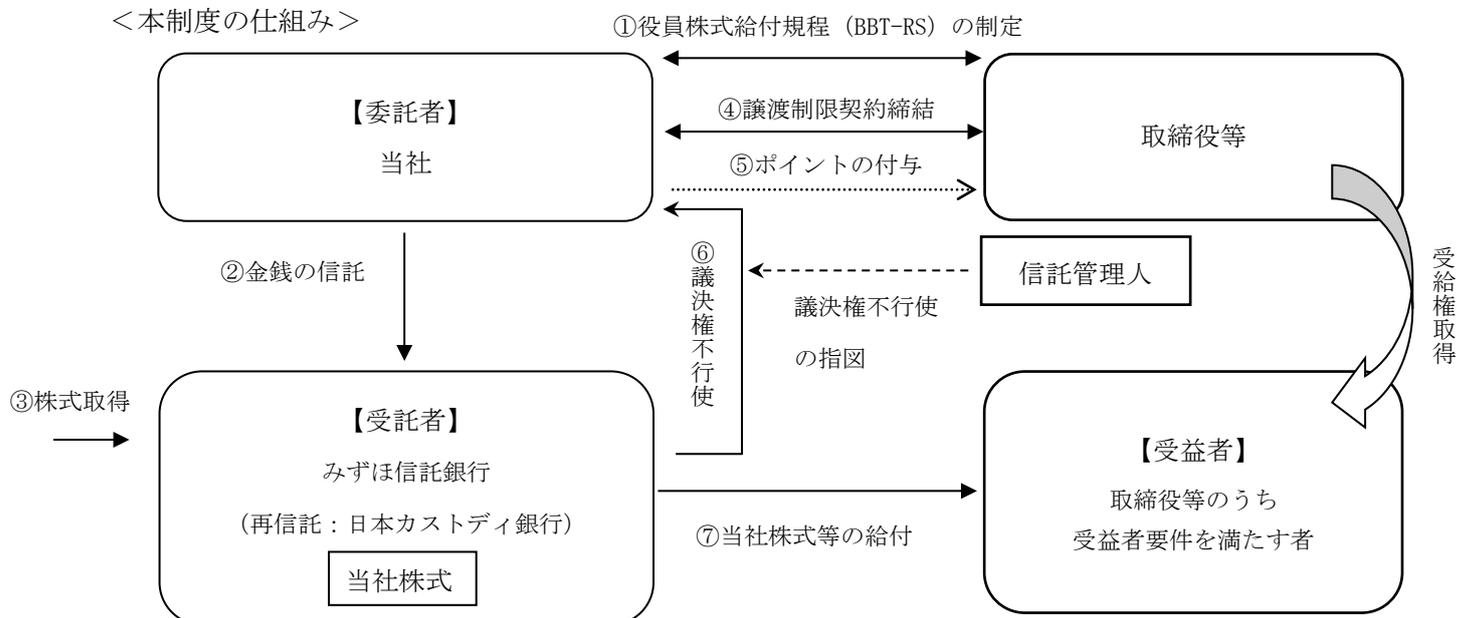
本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行BBT制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程（BBT-RS）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭。（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程（BBT-RS）」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法若しくは当社が発行する新株を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程（BBT-RS）に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の期日に取締役等のうち役員株式給付規程（BBT-RS）に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程（BBT-RS）に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（ただし、社外取締役を除きます。なお、監査役は、本制度の対象外とします。）並びに首席執行役員及び主席執行役員

(3) 信託期間

現行 BBT 制度にかかる信託期間の開始月である 2016 年 11 月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度又は現行 BBT 制度が継続する限り本信託は継続します。本制度及び現行 BBT 制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程（BBT-RS）及び役員株式給付規程（BBT）の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2024 年 3 月末日で終了する事業年度から 2026 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

当社は、現行 BBT 制度に基づき、当社が本信託に拠出した金銭を原資として本信託が取得した当社株式を、現行 BBT 制度に基づく当社株式等の給付及び本制度に基づく当社株式等の給付の双方に使用することを予定しておりますが、当初対象期間に関しては、2023 年 8 月（予定）に、現行 BBT 制度及び本制度の当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出することを予定しています。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1 事業年度当たり 87,500 ポイントであること、並びに信託財産内に残存する当社株式（現行 BBT 制度に基づき取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭を勘案し、2023 年 8 月（予定）には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、262,500 株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2023 年 5 月 10 日の終値 3,410 円を適用した場合、上記の必要資金は、約 895 百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して、本制度及び現行 BBT 制度に基づき取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度及び現行 BBT 制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法若しくは当社が発行する新株を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり87,500ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は262,500株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、1事業年度ごとに、役員株式給付規程(BBT-RS)に基づき当社の業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。1事業年度ごとに各取締役等に付与されるポイント数の合計は、87,500ポイント(うち取締役分として83,000ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、現行BBT制度に基づくポイントの付与は2023年3月末日で終了する事業年度に相当する分を最終とし、以降はポイントの付与を行いません。2024年3月末日で終了する事業年度以降は、本制度に基づくポイントのみを付与することといたします。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(87,500株)の発行済株式総数15,358,813株(2023年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.57%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる各取締役等のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数(以下「確定ポイント数」といいます。)で確定します。

(7) 当社株式等の給付

取締役等は、役員株式給付規程(BBT-RS)に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程(BBT-RS)に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による

処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、特に大きな損害を当社に与えた場合には、役員株式給付規程（BBT-RS）に定めるところにより給付を受ける権利を一部又は全部取得できない場合があります。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当金等の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程（BBT-RS）の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程（BBT-RS）及び役員株式給付規程（BBT）の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合を条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT-RS)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2016年11月30日
- ⑧金銭を信託する日 : 2016年11月30日
- ⑨信託の期間 : 2016年11月30日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上